

報告第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

町長の専決処分事項に関する条例(平成 22 年開成町条例第 11 号)の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 1 月 21 日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 12 月 24 日

開成町長 山 神 裕

町は、交通事故により物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

金 18,700 円

2 損害賠償の相手方

神奈川県南足柄市怒田●●●番地

● ● ● ●

(参考)

事故の概要

令和 7 年 10 月 12 日（日）午後 2 時 40 分頃、足柄上郡開成町吉田島 2805 番地付近の道路において、町道のインターロッキングの 1 枚が浮いており、車両走行の衝撃で外れ、当該車両の左後輪がパンクする損害を与えた。